

## 2026 年度 第 34 回埼玉県女子サッカーリーグ大会実施要項

**主 旨**：埼玉県女子サッカーの強化と普及を図り、合わせて新生女子サッカーチームの育成・定着をめざし、女子サッカーの発展に資する。

**名 称**：2026 年度 第 34 回埼玉県女子サッカーリーグ大会

**主 催**：公益財団法人埼玉県サッカー協会

**主 管**：埼玉県女子サッカー連盟 一般部会

**期 間**：1 部・2026 年 4 月 11 日～2026 年 11 月 30 日

：2 部・2025 年 4 月 11 日～2027 年 2 月 14 日（～2027 年 2 月下旬）

**参加チーム**：1 部（10 チーム）

- 1) 三菱重工浦和レッズレディースユース
- 2) 文教大学体育会女子サッカー部
- 3) INAC 白岡 SC レディース
- 4) FC 楓昂 Life long
- 5) 1FC 川越水上公園メニーナ RIZE
- 6) 熊谷リリーズジュニアユースカサブランカ
- 7) GRAMDO FC TOKINAN
- 8) 上福岡女子サッカークラブ
- 9) ちふれ AS エルフェン埼玉マリ U-15
- 10) BruderSV Frauen

2 部（12 チーム）

- 1) FC Angels
- 2) INAC 白岡 PULUS
- 3) NANRYO Estadio Sisters
- 4) FOOTBALL CLUB ETERNO
- 5) フィリアフットボールクラブ
- 6) 越谷レディースファミリー
- 7) 熊谷リリーズジュニアユースカサブランカ ルアナ
- 8) 城西大学体育会サッカー部
- 9) 西武文理大学女子サッカー部
- 10) GRAMDO FC TOKINAN SECONDO
- 11) 熊谷リリーズジュニアユースカサブランカ リコ

**出場資格**：(1) 2025 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録されるチームであること。

(2) 2025 年度(公財)埼玉県サッカー協会に加盟登録される選手で、次の資格を有する者。

12 歳以上(中学生以上)の女子で他のチームに二重登録されていないこと。

(3) 12 歳以上(中学生以上)の女子よりなる埼玉県女子サッカーリーグに登録されたチームおよび選手。

(4) 選手は、当リーグ規定第 3 条に従った女性。

(5) リーグの定める『申込書』に必要事項を記入の上、下記の事務局に送付する。

(6) 2部は、2チーム以上が合同チームとして参加することができる。

しかし、この合同した参加チームは、1部へ昇格出来ない。

(7) 外国人選手で、事情により他国のサッカー協会に登録しており、(公財)日本サッカー協会の手続きができない場合、原則としては禁止するが、半期以内の試合に参加する場合は、登録チームに参加を許可する。その参加チームは上位リーグへ昇格できない。

(8) 登録選手証の提示：試合前に、(公財)日本サッカー協会の発行した電子登録選手証をカラーコピーしたもの(写真付)または画面上で表示したもののいずれかを提示できなければ、その試合に出場することができない。

(9) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を、参加させることも可能とする。

なお、本項の適応対象となる選手は、下記チーム登録種別区分のとおりとする。

1) 参加チームの種別区分が「一般・レディース・大学」の場合、同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「高校」・「クラブ(高校生)」・「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。

2) 参加チームの種別区分が「高校・クラブ(高校生)」の場合、同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることが出来る。

【MCM時に選手証とメンバー表に加えて、クラブ申請書(コピー可)を提出する。】

2026. 3. 1 追記

移 籍：(公財)日本サッカー協会の定める『選手移籍規定』による。

競 技：(1) (公財)日本サッカー協会競技規則『2025/2026』による。

(2) 試合時間は、1部は70分、2部は60分とする。

ハーフタイムのインターバルは1部・2部ともに、10分とする。

(3) 雨天等による中止(順延)の決定は、当日の午前6時30分までに各部の会場運営責任者が各チームへ連絡する。

ユニフォーム：ユニフォームは必ず異色のもの2組を登録しなければならない。

ユニフォームへの広告は認める。但し、(公財)日本サッカー協会の「ユニフォーム規定」に基づき、所属協会を通じて(公財)日本サッカー協会の承認を得たものに限る。

注意【MCM時のユニフォーム確認】 GK/FPユニフォームは、正副の現物を提出する。

写真による確認は、行いません。

提出が出来ない場合(用具の不備)は、【不戦敗】扱いとする。 2025. 6. 9 改定

用 具：競技者は、安全の為、爪の長さに注意しなければならない。

また試合前に爪の検査をし、主審の指示に従わなければならない。※付け爪は認めない。

参加費：・埼玉県女子サッカーリーグ参加費

1,2部リーグ：20,000円 ※ 予算執行状況により、追加徴収の場合があります。

・参加費は下記口座に振込をする。

振込締切日 令和8年3月13日(金)

振込先 埼玉りそな銀行 浦和東口支店 普通預金 3851496

埼玉県女子サッカー連盟

・選手登録 提出締切日 令和8年4月5日(日)

・日程報告書 提出締切日 令和8年3月21日(土)

審判：審判員は審判委員が手配し、1部は主審と副審を派遣、2部は主審のみ派遣、副審はチーム帯同とする。ただし、1会場1試合の場合は主審・副審とも派遣とする。

第4審は、試合当日の本部担当ではない、もう片方のチームが担当。

本部担当チームは、試合の記録を担当する。

大会運営委員会：

女子連盟会長	関根 俊江	女子委員長	渡辺 典子
一般部会長	藤田 正之	女子連盟審判部	佐藤 ゆみ・渡辺 良彦・張替 洋二
女子連盟事務局	美馬 智子	県女子リーグ会計	高橋 勝行
埼玉県女子サッカーリーグ事務局	大橋 明日美 (FC Angels)		
大会規律委員会 (委員長)	渡辺 典子	(委員)	佐藤 ゆみ・藤田 正之・大橋明日美

## 埼玉県女子サッカーリーグ競技規則

### 第1条 名称

このリーグは、埼玉県女子サッカーリーグという。

### 第2条 目的

埼玉県女子サッカーリーグは、埼玉県内における女子のサッカー技術の向上と健全な育成を図り、広く女子サッカーの普及振興に寄与することを目的とする。

### 第3条 選手の資格

このリーグに参加することのできる選手は、(公財)日本サッカー協会ならびに(公財)埼玉県サッカー協会に登録したチームに登録された下記の選手であり、かつスポーツ保険に加入している選手であること。

(1)12歳以上(中学生)の女子

(2)他のチームに二重登録されていないこと。

### 第4条 外国籍選手

5名まで登録できるが、試合出場は1試合を通して3名までとする。ただし、学校教育法に定める学校の単独チームの登録人数は制限しないが、試合出場は1試合3名までとする。

## 第5条 選手の登録

- (1) 選手の登録は、1チームの選手数に制限を設けない。
- (2) 登録は所定の用紙に記入し、リーグ事務局に提出する。
- (3) 登録は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、追加の場合は、登録日より3月31日とする。試合の出場はWeb登録及び登録料納付後、リーグ事務局に水曜日までに登録することで土曜日より出場することができる。

## 第6条 移籍

(公財)日本サッカー協会の定める「選手移籍規定」による。

## 第7条 審判員

- (1) 審判員は本会に登録した公認審判員か、4級以上の公認審判員とする。ただし、1部の主審は3級以上とする。2部の主審については3級以上もしくは3級取得を目指す4級審判員(この場合、インストラクターを付ける)とする。
- (2) 主審は試合終了後、審判報告書を作成し会場運営担当者に提出する。会場運営担当者は、試合終了後2日以内に、試合結果報告書・試合結果記録表を連絡LINEに写真をアップしてください。審判報告書は、警告・退場者があった時のみ連絡LINEへアップ。
- (3) 1部・2部の審判員に審判費を支払う。(主審4,000円、副審3,000円×2)
- (4) 第4の審判員は、本部担当の相手方チームが担当する。

## 第8条 組分け及び試合

- (1) 本リーグは1部リーグ、2部リーグとする。
- (2) 1部リーグ10チーム、2部リーグ11チーム。
- (3) 試合は、1部・2部リーグ共に、1回の総当たりで順位を決める
- (4) 試合時間は、1部70分、2部は60分としPK・延長戦は行わない。  
ハーフタイムのインターバルは、各リーグ共に10分とする。

## 第9条 試合の成立

- (1) 試合時の人数は7名以上とする。
- (2) 各チームのメンバー用紙は交替要員を含め、当該試合のキックオフ60分前までに、会場運営担当者に提出しなければならない。
- (3) メンバー用紙提出後、キックオフまでに先発メンバーの選手が出場不可能になった場合、交替要員のうちから補充することはできるが、交替要員の補充並びに変更は認めない。

## 第10条 選手の交代等(気温上昇による、選手への配慮。健康上の観点から変更します。)

- (1) 選手の交代は、試合登録(20名以内)された選手から、主審の許可を得て、前後半を通じ、交代要員から9名以内とする。
- (2) 交代の形式は、リエントリー方式(但し、人数・回数制限等の条件有り)
  - I リエントリーの条件としては、出場する選手の再交代を行う場合、交代要員全員(但し、GK登録選手は、補助要員として別枠とする。)が、試合に出場した後、ハーフタイム以降に3名までの再交代を行うことが出来る。
  - II 後半開始後は、交代手続きによる遅延(戦術的交代等)を防止する為、3回までの交代(再交代を含む)とする。  
また、脳震盪に関する交代に於いては、JFA競技規則に準じて行う。  
【交代の手続きは、日本サッカー協会 競技規則第3条に則って行う】
- (3) ベンチに入ることが出来るスタッフは、登録票に記載されたスタッフの中から5名以内(医療関係者含む)とする。記載されたスタッフであれば、メンバー表への記載は可。

(4)選手への指示は、テクニカルエリア内より行う。(テクニカルエリアを設ける)

試合球は(公財)日本サッカー協会検定球で、5号縫いボールとする。

※ 公平を期するために、(モルテン ヴァンタッジオ 4900 土用 配布済)を使用することが望ましい

原則として当該チームの持ち寄りとする。尚、主審がボールを承認する。

#### 第11条 順位決定(1回総当たり)

(1)リーグの期間は、1部は4月～11月末、2部は4月～翌2月末までに順位を決める。

(2)順位は勝点の多い順によるものとし、勝点は勝者3点、引き分け1点、敗者は0点、棄権チームは0点とする。勝点と同点の場合は、次の順序によるものとする。

a) 全試合の得失点差(全得点-全失点)の多い順

b) 同じ場合は次の順により決定する。

1) 得点数が多い順 2) 当該チームの対戦成績 3) すべて同じ場合は同順位にするが、第12条の入れ替えにかかる場合は、順位決定戦を行う。

#### 第12条 入れ替え(自動昇格、降格)

選手資格は(公財)日本サッカー協会に登録された選手で、各リーグに登録されていること。

(1)1部優勝チームは、関東リーグ出場チームとの入れ替え戦に参加できる資格条件を有する。但し、優勝チームがその権利を辞退した場合は、次順位のチームが権利を得ることが出来る。

(2)1部9位・10位のチームは、2部へ降格し、2部1位・2位のチームは1部へ昇格する。但し、1部優勝チームが関東リーグへ昇格した場合は、1部の9位のチームが1部残留し、10位のチームのみが降格。

又、1部チームが辞退した事で、1部チームが10チームを満たさない場合は、

2部へ降格した1部チームが優先して、1部の権利を得る。関東リーグより降格したチームがあった場合は、1部最下位1チーム+関東リーグ降格チーム数が2部に降格する。

(3)昇格を辞退希望するチームはリーグ総会にて決定する。

#### 第13条 試合日程

決定後の試合日程は原則変更しない。ただし、正当な理由(雨天、学校行事、上位大会、不測のグラウンド予定変更等)と実行委員が認めた場合は延期できる。

その場合、費用の増加分は当該チームが負担する。

#### 第14条 複数チームの参加

リーグの目的から、1クラブ複数のチーム参加を認めるが、参加チームは次の事項を厳守すること。

リーグ名簿に登録された選手を、同クラブチーム間の下位リーグから上位リーグへの

追加登録を後期(9/1～)に5名まで認める。但し、同リーグ内での登録変更は認めない。

#### 第15条 罰則規定

未登録の選手が出場した事が発覚した場合、当該チームに対しては、その試合を不戦負とする。

(1)警告:各リーグ2回、主審より警告を受けた選手は、次の1試合の出場を停止する。

(2)退場:本リーグにおいて主審より退場を命じられた選手は原則として次の1試合の場を停止する。ただし、著しい不正行為により退場を命じられた場合、その選手は規律委員会において決定された期間、試合の出場を停止とする。

規律委員会構成員は、女子委員長(又は理事長)・一般部会長・審判委員長・リーグ事務局とする。

(3)懲罰の決定・適用

懲罰の検討が必要となる事案が発生した場合は、(公財)日本サッカー協会の懲罰規定を踏まえて、規律委員会での審議を経て、一般部会役員会において審議・決定する。

## 第16条 不戦勝

相手チームの棄権により不戦勝になったチームの得点は5対0とする。同一チームに2試合以上の不戦敗があった場合は、規律委員会において懲罰の適用について審議する。

## 第17条 附則：

- (1) 荒天のほか、不測の事態での処理は下記の通りとする。
  1. 雷の予兆があった場合は、試合を中断或いは中止とする。  
審判員と係り会場責任者が決定する。
  2. 雷以外(荒天など)での中断について、中断時間は20分間を限度とし、20分以内に回復しない場合は、雷による中断要綱を準用する。
  3. その場合の処置については次の通りとする。
    - ①試合開始前の場合。  
開始遅延20分を経過して開始不可の場合は再試合とする。
    - ②試合開始後の中断で、20分経過して再開不可の場合。  
前半を未消化の場合は再試合とする。  
前半を終了した場合は、その時点でのスコアにより勝敗を決定する。  
その他の試合ルールについては、(公財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。
- (2) 競技者の安全を確保する為、爪の長さを検査する。

2026. 3. 1 改定

- (3) 試合前のMCM時に於いて、チームユニフォームの確認を行う時、写真提示による確認は行いません。必ず、GK/FP共に、正副のユニフォームを持参し、提出をお願いします。提出が出来ない場合は、そのチームの【不戦敗】とする。

- (4) テクニカルエリア内で電子通信機器を使用するの撮影(写真やビデオ)について電子通信機器に付帯しているものによるものも含めて、テクニカルエリア内(ベンチを含む)においては、いかなる撮影(写真、ビデオ)も認められない。

【2018年7月26日 公益財団法人日本サッカー協会の通達文より】

また、撮影された画像等を、SNS等にUPすることを禁止します。  
事実が発覚した場合、懲罰事案として、規律委員会にて処罰検討を行います。

2025. 6. 9 改定